

産業廃棄物の保管量に関する政令等の改正

環境委員会

厳守すべき事項

産業廃棄物関係の政令等が改正され、建設業に係わる産業廃棄物（コンクリートの破片又はアスファルト・コンクリートの破片であって、分別されたものに限る。）の保管量は、

1. 業として申請（更新）時の保管施設における保管面積、保管高さの限度等から算出した保管量と
2. 処理施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に、アスファルトコンクリートの場合70、セメントコンクリートの場合28を乗じて得られる数量とを比較して、少ない方の量とする（規則第7条の8）

アスコン塊の保管場所の要件（厚生省令第31号第8条）

以下に示す要件は厳守すること

1. 保管は次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
 - イ 周囲に囲い（保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上、安全であるものに限る）が設けられていること。
 - ロ 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。
 - (1) 縦及び横それぞれ60センチメートル以上であること。
 - (2) 次に掲げる事項を表示したもの。
 - イ) 産業廃棄物の保管の場所である旨
 - ロ) 保管する産業廃棄物の種類
 - ハ) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - ニ) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、次号ロに規定する高さのうち最高のもの
 - ホ) 処分等のための保管上限数量
2. 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が飛散しないように次に掲げる措置を講じること。
 - イ 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに底面を不透水性の材料で覆うこと。
 - ロ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが、保管の場所の各部分について定める高さを超えないようにすること。

上記2のロの説明をわかりやすく図に示すと、(a)及び(b)のようになります。

